

「徳育論争」の再検討  
— 教育勅語発布直前の道德教育をめぐる議論の検証から —

Reviewing “Tokuiku Ronso”  
- From the Verification of the Argument about Moral Education in 1887-1890 -

高瀬 幸恵

TAKASE Yukie

キーワード：道徳教育、教育勅語、教育史

## はじめに

1890年に発布された教育勅語は、近代日本の教育の基本理念として示され、「忠良ノ臣民」の育成を目指すものであった。教育勅語は、学校での儀式、修身科での教育において用いられたが、その影響は学校教育に限らない様々な場面に及んだ。発布後は、新聞・雑誌等が紹介し、その後、井上哲次郎の『勅語衍義』（1891年）に代表される解釈書が多数公刊されるに至り、社会に広く周知された。

教育勅語が作成される前の明治20年代初頭、様々な道徳教育論が登場したことはよく知られている。これまで教育史研究ではこの時期に様々な道徳教育論が新聞や雑誌に登場した状況を「徳育論争」と呼び、研究が進められてきた。

「徳育論争」の代表的解釈として、久木幸男<sup>1</sup>の所説を整理しておこう。「徳育論争」は、①1887年11月に前東京大学総理加藤弘之の演説—徳育は宗教に依るべきという「宗教主義の徳育」の主張—をきっかけとして起こった。②その背景には、儒教主義的徳育施策の失敗に起因する「徳育混迷」の現状があり、この論争の争点は道徳教育の新基準をどこに求めるかというものであった。③こうした「論争」が、いかにも徳育が混迷しているとの印象を与え、教育勅語作成の契機となる1890年2月の地方官会議における徳育の主義の一定化への要求を正当化する結果となった。④「論争」は、道徳教育の基準が定められた教育勅語発布をもって事実上終結した。以上の点から、「徳育論争」は、教育勅語成立の間接的な契機として位置付けられてきたことが理解できよう<sup>2</sup>。

佐藤秀夫は、こうした徳育論議の混乱を教育勅語が「鎮定」したというような「徳育論争」の解釈—戦前・戦中期の教育勅語関連の刊行物や、海後宗臣の教育勅語研究<sup>3</sup>に代表される解釈—を問題視する。実際には、教育勅語発布後も徳育論議は「鎮定」を見なかったという事実が考慮されていないこの解釈は、教育勅語公布の必然性とその効果を強調するために描かれた「虚構」であり、「教育勅語の絶対尊厳性を強調する戦前の制約の下で形成された教育勅語必然論」<sup>4</sup>であると佐藤は論じている。佐藤の議論に従えば、日本教育史における教育勅語研究はいまだ教育勅語を研究対象として十分に相対化し得ていないということになる。

さらに佐藤は「徳育論争」という語がイメージするような、論者が互いに共時的共通的な課題を意識した、集中した「論争」を展開していた訳ではなかったとしている<sup>5</sup>。

このように、いわば「教育勅語」観ともいべきものの捉え直しの一端として「徳育論争」の再検討が求められている。久木と佐藤との見解の相違に着目すると、次の様な大きな二つの疑問が浮かび上がってくる。第一に、「徳育論争」は共時的共通的な課題を意識した、集中した「論争」として展開したのか、つまり、果たして「徳育論争」なるものが存在した

のか。第二に「徳育論争」は教育勅語によって終結したのか。

本稿において二つの問いを共に解決することは難しいが、第一の問いについて取り組むこととしたい。すなわち、「徳育論争」は集中した「論争」として展開したのかについて検証する。そのために、「論争」の内実に迫る必要があるだろう。

本稿では、第一に、「論争」が起こったとされる1887年前後の修身教育の状況を整理した上で、加藤弘之の演説の内容の全体像を把握したい。第二に、1886年1月から1890年12月までの教育ジャーナリズム誌上における徳育に関する論説を確認する。これにより、加藤の徳育論を対象とした集中的な「論争」は存在したのかを検証する。第三に、当該時期の徳育に関する議論の全体像の把握を試みたい。本稿では、従来の研究より広範な関連資料の収集を行い、教育雑誌に限らず『弘道会雑誌』、『六合雑誌』等の雑誌にも着目した。収集した論説を見ていくと、記事の執筆者には①読者（教師が中心）、②ジャーナリスト、③知識人の三つの層が存在することが分かった。この三つの層に分けて論説の内容の分析を行う。その際、執筆者たちは、加藤の徳育論を対象として議論を展開していたのかに着目する。また執筆者たちは徳育の基準の確定を求めているのかという点にも注目したい。久木は、この「論争」の争点は道德教育の新基準をどこに求めるかというものであったと論じており、また「論争」は教育勅語発布を求める要望の根拠となったと位置づけていた。本稿の検証を通してこのことについても考察をしたい。

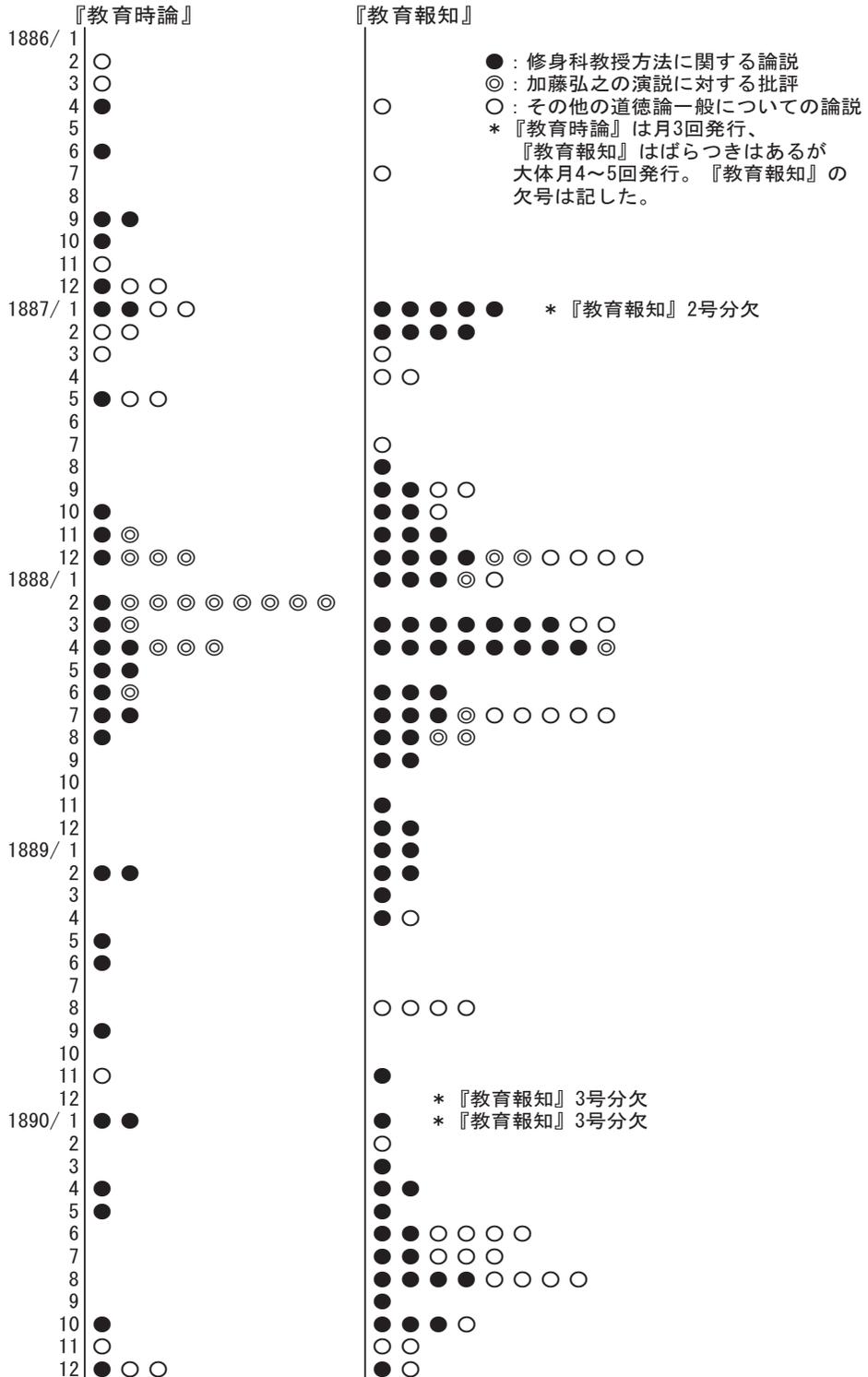
## 1. 修身科に関する議論の高まりと加藤弘之の演説

### 1) 森の修身教育施策に対する教師の戸惑い

「徳育論争」が行われたとされる1887年は森有礼文政下にあった。西村茂樹『修身訓』（1880年、文部省より修身書として刊行）、元田永孚『幼学綱要』（1882年、官公立学校へ配布）などに代表される、1880年頃から進められてきた儒教主義を中心とした徳育施策に対して、森は批判的であったと言われる<sup>6</sup>。1886年5月、小学校令に基づいて「小学校ノ学科及其程度」が定められた。そこでは修身科について「内外古今人士ノ善良ノ言行」について「児童ニ適切ニシテ且<sup>ママ</sup>理會シ易キ簡易ナル事柄ヲ談話」するよう定めるとともに、修身の授業時間数の削減を行った<sup>7</sup>。さらに翌年5月には、地方長官に対し修身科の教科書を採定しないよう通達した<sup>8</sup>。森は、従来の儒教主義に基づく教科書とこれを使用する授業のあり方を、児童が理解しやすい事柄を「談話」で指導する授業へと修正しようとしていたのである。

こうした修身教育施策の軌道修正を背景として、1887年1月頃から教育ジャーナリズム誌上では、修身科の教授方法に関する論説が急増した。代表的な教育ジャーナリズムである『教育時論』、『教育報知』の2誌における徳育関連の論説数の変遷を下表で示した。

表：『教育時論』・『教育報知』における徳育関連論説数の変遷



『教育時論』と比して修身科の教授方法に関する議論が盛んであった『教育報知』上の論説を詳しく見てみよう。1887年1月から急増した修身科の教授方法についての論説のなかで、大半を占めたのは、修身科における口授についてのものであった<sup>9</sup>。その論点は、口授と教科書とのどちらが効果的か、或いは効果的な口授の方法や内容についてである。修身科では「内外古今人士の善良の言行」について「談話」せよとの文部省の指示に、現場の教師たちの間には修身科の授業を具体的にどう進めるべきかという戸惑いが広がっていたことが推察される<sup>10</sup>。

この時期の教育雑誌上で、口授についてと同様に盛んに、しかも集中的に議論されたのは、修身科の試験についてであった。『教育報知』上では、1887年10月から1888年6月にかけて試験の方法や、存廃について議論が盛んに交わされた<sup>11</sup>。こうした議論の集中的増加について、麻生千明は「教科書法(教科書重視)から口授法へ」という森文政期における修身科教授方法の転換」が背景にあると推察している<sup>12</sup>。

上記のような修身科教授に関する意見は、現場の教師からの投稿によるものが多く、又教育ジャーナリズムの主たる読者層は教師であったことから、1886年末頃から森の施策への対応に迫られた現場の教師の不安や不満が高まり始めていたことが見て取れる。そうした声がジャーナリズム誌上で多く見られるようになる1887年11月に、前東京大学総理である加藤弘之が「徳育に付ての一案」という演説を行った。その内容は、小・中学校の修身教育の基盤を宗教に求めるという当時珍しい主張であったため、森文政の施策を受けての修身教育への関心の高まりと相俟って、現場の教師たちから大きな反響があった。

表から理解されるように、加藤の演説を批評する論説は1887年11月から翌年8月まで確認することができる。その内容を確認する前に、加藤の演説の概要を見ることとする。

## 2) 加藤弘之の演説「徳育に付ての一案」

加藤弘之は、江戸末期に蕃書調所においてドイツ語を学び、明治初年には天賦人權論を説いた開明的な学者として知られている。1881年には東京大学総理に任命されるが、帝国大学が公布された1886年には元老院議員に転じており、その背景には帝国大学の生みの親である森文相との衝突があったとされる<sup>13</sup>。

「徳育論争」の直接のきっかけとされる加藤の演説は、1887年11月12日に開かれた大日本教育会常集会において行われた。「徳育に付ての一案」<sup>14</sup>と題されたその演説の概要を紹介しておきたい。

同演説で加藤は、小・中学校における修身科の教育課程を提示している。その内容は、徳育は宗教を基盤として行われるべきだという考えに基づき、小・中学校には神道・儒教・仏教・キリスト教の4教の修身課を置き、生徒各々が信じる修身課に就くというものであった。さらにはこの4教それぞれの修身科に在籍する生徒の動向、卒業後の犯罪率などの統計を取って、互いに良い成果を上げるよう競争させ、淘汰していくという方法を提案した。こうした徳育方法は様々な批評を受けることになるのだが、これに加え、加藤が4教の中

でもキリスト教が最も効果的であろうとした点についても反響があった。

この演説のなかで注目を集めたのは上記の徳育方法についてであったが、実は加藤が演説のなかで最も力を注いで説いたのは、その方法案の根拠となる倫理学説であった。この倫理学説の中心のかつ根本的なテーゼは、人々の道徳的行為や利他心は、利己心から生じたというものであり、加藤は「愛己」・「愛他」(=「利己」・「利他」)という概念を使って、個人の道徳的な利他行為を個人的・社会的利害関係から解釈しようとした。加藤はこの学説を後に「愛己説」或いは「愛己主義」と呼んだ(本論では「愛己」という概念を中心とした学説としてとらえ、「愛己」説と呼ぶこととする)。「愛己」説に基づいた加藤の徳育論が初めて公にされたのは、この演説においてであった。

この演説の中で、加藤は人間の「愛他心」(即ち利他心)を3種類に分けて分析をしている。第一に他人の苦楽利害を自分のもののように感じることによって生ずる、いわば同情的な利他心である「自然能的即同感的愛他心」(例えば母親が我が子の苦を当人よりも切実に思い子を助ける)、第二に宗教における神や仏、或いは教祖等の「靈妙不思議のもの」を畏怖し、又尊敬することによって、その教えを守ろうとして起こる「感情的即道徳教的愛他心」(例えば人間同士は敬愛し合わなければならないという神の教えを守り、結果として道徳的行為が行われる)、第三に自分の利益を謀ろうとして起こる策略的な「知識的即利害的愛他心」(例えば召使いが給金アップのために主人によく仕える)である。つまり、加藤は「愛他心」のすべては、利己から生じたものと考察する。

加藤が3つに分類した「愛他心」の中で、徳育によって育成されるべきだと考えたのは、第二の「愛他心」である。つまり加藤は宗教を徳育の基本とし、神や教祖等への畏敬心によって利他心を育成するという方法を提案した。

この「愛己」説の説明は、演説のなかで大部分を占めているにもかかわらず、あまり批評の対象にはならなかった。しかし、この神や教祖への畏敬心による徳育が、知識人を対象としていないこと、つまり、知識人とは区別された一般の人々のためのものとして考えられていたことについては厳しい批判を受けることとなった。加藤は、科学や哲学を学んだ知識人にとっては宗教など取るに足らないと考え、他方、無知な一般の人々にとっては哲学に基づいた徳育など彼らの心に響かないとして宗教主義の徳育を提案したのであった。

## 2. 加藤演説に対する反響 —読者—

大日本教育会での加藤の演説は、教育ジャーナリズム(『大日本教育会雑誌』、『教育時論』、『教育報知』、『女学雑誌』)に限らず、総合雑誌(『国民之友』)やキリスト教系の評論雑誌(『六合雑誌』)、また『読売新聞』、『毎日新聞』といった新聞上において、紹介・批評された。こうした広いメディアでの紹介に伴い、演説に対して反応した主体もまた幅を持っていた。それは①雑誌の読者、②ジャーナリスト、③知識人の3つに分類できる。まず、読者の反応と、彼らが主張した徳育論を見ていくこととする。

『教育時論』では、101号(1888年2月5日)、102号(同年2月15日)、108号(同年4月15日)の3号にわたって、「徳育に関する諸論説」と題して、読者の声を掲載した。このような企画が設けられたのは、「近時徳育論ノ盛ナルニ伴ヒ、説ヲ寄セテ之ヲ論議サルルモノ甚ダ多」いためであった<sup>15</sup>。「近時徳育論ノ盛ナル」状況の中心人物が加藤であったことは、掲載された読者の意見のほとんどが、明確に加藤の「徳育に付ての一策」に対する賛否の声であったことから理解できる。

その論点は、宗教主義の徳育に対するもので、小・中学校の修身に宗教を用いるべきか否かであった。この特集に掲載された徳育意見は11本あるが、うち4本は記者のものであるため、正確には7本が読者の声ということになる。福島、三重、福岡から寄せられた計7名の投稿者は、おそらく教師であると推察される。

その中で、修身に宗教を用いることに同意する意見は以下の4点であった。

荒木真「道徳を修練するに宗教主義に由るの可否」第101号(1888年2月5日)

市村竹馬「徳育に耶蘇教を用ふべきを論ず」第101号

瀬尾吉重「徳育上加藤弘之君の意見を讀で感あり」第101号

榑崎森丸「日本の徳育に付ての意見」第108号(1888年4月15日)

加藤の演説に対して賛成の色が強いのは、哲学を根拠とした道徳よりも、宗教による道徳がより効力があると考え、「断ジテ宗教ヲ学校ノ教育ニ用フベシ」とする荒木の意見、そして、宗教のなかでも特にキリスト教が「感化力」に優れており、徳育にはキリスト教を用いるほかない、とする市村の意見である。

これらの意見に対して、宗教を用いるという点においては同意するが、どの宗教を用いるかについて反論を唱えたのは、知育および徳育を全備しようとするなら、「智力情感両全」の宗教である仏教で徳育を行うべきであり、仏教を用いた方が、キリスト教より実益が多いと主張する榑崎であった。また瀬尾は、加藤が4つの宗教を学校におき、その勢力を競争させるとした点に対して、我が国にはすでに「天神天祖」が定めた「大道」である神道があり、これが国教であって他の宗教を用いる必要はなく、仮に4教を争わせたところで、最も勢力を有するのは神道であるとした。

これらの意見に対して、そもそも宗教を用いること自体に反対する意見は3点であった。

木村知治「日本教育に宗教を適用せんとする論者に告ぐ」第101号、1888年2月5日

土屋夏堂「学校教育には宗教を用ふるの要なし」第102号、1888年2月15日

大井詩軒「徳育之標準」第108号、1888年4月15日

木村は具体的な根拠を述べてはいないが、とにかく仏教にしろ、キリスト教にしろ、宗教を徳育に用いるべきではないと断言する。土屋の場合、実際に世間の人々を見れば従来の宗教がいかに徳育に役立っていないか理解できるとして、宗教の外に我が国の徳育の基礎を立てるべきだとする。大井は、日本人は性質上宗教心が薄いため、また仏教とキリスト教は徳育の標準と為すに足らないとして宗教主義の徳育を批判している。加藤は宗教主義の徳育として4教を並列に論じていたが、大井は儒教を宗教としてはとらえない。空理

を説かず実際に基づく教えである儒教を徳育の標準とすべきだと主張した。

『教育時論』に寄せられた読者の意見は、宗教を用いることに対する賛否によって大まかに二分できるものの、賛否の根拠や主張する徳育方法については多種多様であり、一定の傾向は見られなかった。しかし、日本の徳育基準を一定化すべきという観点はほとんどの意見に共有されていた。これらの意見を寄せた現場の教師と思われる投稿者たちは、徳育基準の一定化を求め、それによって修身教授における諸問題が解決され得ると考えていたのではないだろうか。加藤に対する批評は、加藤が提案する教育課程や教育方法についてのみ行われたとみてよい。

『教育時論』には、当時の教師が抱えていた諸問題を明確に論じた投稿文も見られる。105号(1888年3月15日)、106号(1888年3月25日)にわたって、三重在住の小学校訓導である小竹啓次郎は、徳育基準の一定化を要求することをせず、現実的な修身教育の問題を解決しようと試みている。その問題とは口授についてであった。小竹は、口授が徳育方法として効果を発揮していないという現状認識をしており、それは「其教員タル人ノ拙ナルニヨル」として徳育における教員の力量を問題視する。小竹は、徳育にとって最も重要なのは「教師生徒ノ相親愛」であると考え、生徒の信頼を得るような教員でなければ、口授がたとえ巧みであっても徳育は成功しないという。さらには、現行の師範教育を問題視し、「目今小学徳育ノ不完全ナルハ果シテ誰ノ罪ゾヤ」と文部大臣を批判するに至り、最終的には「拙ナル教員」に対して口授についての注意点、効果的な方法・内容を具体的に伝授している。

主に現場の教師たちから論争で提出されたこれらの意見は、直接的には加藤演説に対する反応であったが、同時に森文政期に高まり始めた教師の不満や不安が継続しており、議論のベースになっていたと思われる。

1890年10月末、教育勅語が発布され、さらには1891年10月には修身科で教科書を使用する方針が決定した。しかし、小竹が提示した諸課題(教師の修身科教授の力量不足、修身教授方法の改善、教員養成のあり方)に対する答えは十分に与えられなかったと考えてよいだろう。

### 3. 加藤演説に対する反響 —ジャーナリスト—

#### 1) 『教育報知』

『教育報知』では、加藤の演説の概要を紹介し<sup>16</sup>、その後社説等でその批評を行った。同誌社説において、宗教を教育に採用すべしという加藤の意見は、同誌の趣意に異ならないと賛成しているが、4教の修身課を置くという方法には反対している。さらに加藤が、諸宗教中キリスト教が最も効力があるとした点についても理解に苦しむと非難した<sup>17</sup>。しかし、『教育報知』内では、キリスト教を勧める意見もあり<sup>18</sup>、一つの学校に一つの宗教の修身科を置き、父兄と生徒で学校を選択する方法を提案した記者もいた。また、この記者は、

杉浦重剛が加藤に対する批判（後述）の中で示した、宗教の妄信と理学は相容れないという見解に対して、宗教の教理は理学の趣旨を包括するものとして、宗教による徳育を擁護した<sup>19</sup>。このように、具体的方法については、記者同士の意見の相違はあるものの、徳育に宗教を用いるという点においては賛同する姿勢が『教育報知』誌上で確認できる。

## 2) 『教育時論』

同誌の記者である西村正三郎は、『教育時論』30号（1886年2月15日）から90号（1887年10月15日）まで編集人を務め、論争が起こった当時も記者として活躍し、加藤への批判と自らの徳育論を誌上で盛んに論じた<sup>20</sup>。さらに1888年1月には『徳育新論』と題して誌上での意見をまとめて出版した。

西村は「加藤君が説くが如き空漠たる手段によりて」徳育はなされるべきではない、として加藤の徳育論を却下した<sup>21</sup>。小学校の徳育は宗教にその基礎を求めるべきではないし、さらに、学校の徳育は一定の課程を立てて教えるべきではないとして、それぞれの学校での教化のあり方を学校長と教師とが設定するという方法を主張した。徳育のすべての責任を校長・教師に課すというこの方法は、まず「熱心なる校長を得る」<sup>22</sup>ことを必須条件としており、現実的な解決方法とは思われないが、一定の徳育の基準を求めないという点において注目すべき論説である。

また同誌において福地復一<sup>23</sup>は、第一に加藤の「愛己」説における道徳的愛他心への批判（畏敬すべきは神のみにあらず、君主、父母、教師などに対して畏敬の念を忘れてはならない）、第二に無知の者を宗教によって感化するとした点に対して反論（啓蒙を主とする教育の目的に背反する、児童が知識を得た後、虚妄を知ることとなる）、第三に、方法への批判（教員は宗教を信じない者が多く、宗教家を学校に招くことは教員の反感をかう）を行っている。

『教育時論』では、『教育報知』とは異なり、宗教に基づく徳育に反対の意を表明していた。また、西村による一定の徳育基準を不用とする論や、福地の加藤の「愛己」説に踏み込んだ批判など、加藤に対する数多くの議論のなかで注目すべき反論が見られた。

## 3) 『六合雑誌』

『六合雑誌』誌上では、2回にわたって加藤の演説を評論している<sup>24</sup>。やはり、キリスト教系雑誌（東京青年会機関誌）ということもあり、徳育は宗教に基づくべきという主張には同意する。しかし、神道・儒教・仏教の3教の修身科を併設するのは不都合が生じると問題を提示している（体育・知育には西洋主義をとり、徳育に旧来の東洋主義を用いるという方法は破綻を招くため）。評論を執筆した記者は、キリスト教は現在広く国内に行われていないが、後々には日本の道徳はキリスト教が専有するようになりたいとした。この記者はさらに、加藤が宗教を、単に「愚人盲人」を教導する手段として道具視したことに対して、人類を軽蔑しているとしてキリスト教的見地から痛烈な批判をしている。また杉浦重剛（後

述)が加藤に反発して、宗教の妄信と哲学の推究は相反するとしたことにも意義を唱え、徳育は宗教によらなければならず、「真正の宗教」であれば知育と併行できると論難した。

同誌の創刊者である小崎弘道<sup>25</sup>は、道德の理を悟っても、情感がなければ道德を執行できないとして、有効の道德は必ず宗教に抛らねばならないと説く。宗教と言えば愚かな者が信じるものである考え、宗教の道德が高尚であることを知らないものが多いが、宗教による道德は、知識人のみならず、婦人、子供、無学の者にも通用するとして、先述の記者同様、加藤を批判している。

小崎の場合、どの宗教が徳育の基盤となるべきか明確に論じてはいないが、聖書からの引用をもとに宗教の高尚さを論じていることから、キリスト教の有効性が念頭にあることが伺える。同誌は、キリスト教を徳育の基盤として設定することを勧めると同時にキリスト教における見地から、加藤による宗教の道具視、愚民論への批判を表明していたと言える。また、植村正久と親交があり、後の「教育ト宗教ノ衝突」論争では、キリスト教教育を擁護する立場で論陣を張った高橋五郎も、『国民之友』誌上において、宗教による道德には賛成したが、加藤の主張した方法は、曖昧模糊の手段であるとして批判すると同時に小崎らと同様に、加藤の宗教観を否定した<sup>26</sup>。

これらジャーナリズムにおいては、特に『教育時論』と『六合雑誌』の場合、加藤の徳育方法案だけでなく、それが基づく倫理学説、宗教観、愚民観への批判が徹底して行われたと言える。

#### 4. 加藤演説に対する反響— 知識人—

##### 1) 西村茂樹

『教育時論』の記者である西村正三郎は、この徳育に関する議論において最も注意すべき人物として加藤弘之に加え、西村茂樹を挙げている<sup>27</sup>。西村茂樹は、加藤の演説に対して直接のリアクションを明確に表明しておらず、これまでの先行研究においても、論争にコミットした人物としては取り上げられてこなかった。しかし、西村正三郎が指摘していることだが、演説直後の西村茂樹の論説に目を通すと、暗に加藤への批判が込められていることが理解できる。西村茂樹は、自らが会長を務める弘道会の機関誌『弘道会雑誌』上に「小学修身教授の疑問」(第一冊、1887年11月26日)と題して、会員にいくつかの問題を投げかけている。その内の一つは、「修身の教は儒教に抛るか、仏教に抛るか、耶蘇教に抛るか或いは諸教を折衷して別に教を立つるか(後略)」というものであった。この問いに対する西村自身の答は他の論説から探るほか無いが、加藤の演説を受けての問いであったといえる。

さらに、西村正三郎は、もう一つの注目すべき加藤の演説として、弘道会の会合における演説を挙げている<sup>28</sup>。その演説内容は、「道を講ずるは学者の事なり。哲學家の事業なり。」とし、対して「道を弘むるに至りては、宗教家の事なり。」というものだった。つまり、道德のあり方を考え、検討するのは学者や哲學者の仕事であり、道德を一般の人々に伝えるの

は宗教家の役割であるとした。従って、「中学小学に於ける徳育に至りても、其務は道を弘むるに在るが故に、是れ亦宗教家に托せざるべからず」と述べたという。残念ながら『弘道会雑誌』には、1887年10月9日の集会で加藤の演説が行われたという記録のみで、演説の詳細を知ることにはできないが、約一ヶ月後に大日本教育会で論じられたものと同様の趣旨であったことが分かる。

この弘道会での加藤の演説から約一ヶ月溯った1887年9月、西村茂樹は、自ら会長を務める日本講道会の名称を日本弘道会と改めた。その際、西村は会員に説示した心得の中で、道徳を「弘むる」にはまず世俗の妄論を破らねばならないと論じた。この妄論には5つあり、その内の一つとして「宗教を迷信する者の妄論」を挙げている<sup>29</sup>。この説示を加藤が知っていたかは不明だが、この一ヶ月後に弘道会会員の前で「道を弘むるに至りては、宗教家の事なり」と加藤が論じたことは、西村に対するアンチテーゼとなったはずである。

西村茂樹自身の加藤に対する批判は、『日本弘道会大意』（1889年12月）の中に確認できる。「総て宗教と云ふ者は、仏教耶蘇教回教を問はず、何れも野蛮の民を教化するの道にして、文明の民を教化するの道に非ず」<sup>30</sup>とし、宗教主義の徳育を却下した。西村は、宗教のように来世や死後の世界のことを説かず、現世について説く儒教と哲学の二つの精神を採って日本の道徳の基礎とするべきだと主張している。

## 2) 能勢栄

教育学者として知られる能勢栄は、『大日本教育会雑誌』上で加藤の宗教主義の徳育を三度に渡って論難している<sup>31</sup>が、その内容は加藤の演説から約3年経過した1890年10月に出版された『徳育鎮定論』（1890年10月14日）にまとめられている。もうまもなく教育勅語は発布されようという時期に公にされたこの著作の冒頭部分で徳育政策の動きが追われている。1890年2月の地方長官会議で、早く徳育の主義を定めるよう文部大臣は催促されたが、榎本武揚文相が方策を実施しないまま、芳川顕正が文相となった。その後大臣は徳育の方針について一言も発していない。これが能勢の知りうる当時の状況であった。しかし実際には、教育勅語はすでに閣議を通過しており、この著作が出版された数週間後には発布に至る。能勢は徳育の方針の国定化に向けた空気を感じ取っていたのか、徳育の主義を政府や文部大臣が定めるべきではないと力説している<sup>32</sup>。そして儒教やキリスト教、さらには倫理学説などのどれか一つに基礎を決定する必要もなく、徳育に関することは学校長や教師の職分であり、彼らは「普通心」（コモンセンス）でもって道徳の標準として徳育を行うべきであるとした<sup>33</sup>。この「普通心」を基礎とする徳育は「通常の知覚」に基づいており、宗教を信じる一般人にも哲学の真理を信じる知識人にも通用するとされる。この点において、加藤が学者と一般の人々とをはっきりと区別し、一般の人々のための徳育方法を案出しようとした意図とは一線を画しており、加藤への批判を含んでいると言える。

### 3) 杉浦重剛

杉浦重剛は、1885年に東京大学予備門長及び寄宿舎掛取締を辞し、論争当時は民間にあつて『読売新聞』等に論説を寄稿して執筆活動を行っていた。『大日本教育会雑誌』第68号では、加藤の演説の紹介にならんで「徳育の前途」<sup>34</sup>と題した杉浦の批評が掲載されている。この中で杉浦は、日本では宗教に対して無関心である上に、西洋理学(自然科学)の思想が広がり、宗教は日々その勢力を失いつつあるという現状認識から、宗教による道徳は案外効力を持たないと考える。そもそも学校における知育と宗教の並立は難しいのではないかと疑問を呈し、日本には宗教上の検束が少ない所に、理学的思想が速やかに進歩したので、理学の趣旨にかなった理学宗を学者の協議で立てるべきであるとしている。

その後、1888年5月13日の大日本教育会第五回総集会において、加藤の徳育方法案を討議した<sup>35</sup>。この議論の中で、加藤は、理学上の道徳は、上流社会の人の説くもので、これは小学児童の徳育に向かないと理学宗を批判する発言した。この時集会に参加していた杉浦はこの発言に対し、「物理学の定則」は人の人たる道と異なるものではない、この点において諸宗教による徳育と理学による徳育とは同じであると反論した。対して加藤は、今から100年、200年、あるいは1000年経た後ならば理学宗もいいが、現在の日本人には高すぎるとして、断固として認めなかった。杉浦はさらに反論をしたが、理学宗の研究をもっと積まれるよう望む、という言葉を残して加藤は所用により退場した。その後も議論は続けられ、加藤に賛同する者、杉浦に同意する者共々発言し、決着はつかなかった。

このように科学の万能性への確信に裏打ちされた杉浦の理学宗による徳育論は、知識人と一般の人々とを区別する加藤の宗教主義の徳育論とは相容れなかった<sup>36</sup>。加藤のこの二分論は、キリスト者、科学万能論者の双方から否定されたことになる。

### まとめにかえて

これまで見てきたように、雑誌の読者、ジャーナリスト、知識人らの議論は、加藤弘之の「愛己」説に基づく宗教主義の徳育論を明確に対象とし、もしくは念頭におき、小・中学校の徳育に宗教を用いるべきか否かを論じていた。読者である教員は、修身教授のあり方についての不満や不安を前提としながら、具体的な徳育方法について議論を展開していた。ジャーナリストたちの論説のなかには、そうした具体的方法の議論を越えて、加藤の「愛己」説や宗教観、愚民観に踏み込んだ批判も見られた。知識人たちの議論では、教化にあたって、知識人と一般の人々とを区分する考え方に対するアンチテーゼが示されていた。

このように批判対象やテーマを明確にした意見が活発に交わされた時期は、1887年末から1888年にかけてであったといえる。著作物の刊行は多少遅れるものの、この時期に発表された論説を冊子にまとめたものと捉えられる。従って、加藤の宗教主義の徳育論を対象とした「論争」は1887年末から1888年の間で行われたと理解できる。はじめに触れたように、久木幸男によれば、1890年の教育勅語発布をもってこの「論争」は終結したとされる。

しかし、今回の検証で明らかになったように、加藤の徳育論を対象とした「論争」は教育勅語発布前の1888年ごろには終結していた。他方で、この「論争」の前提にあった効果的な修身教授の方法をめぐる議論は、1890年以降も続いていた可能性がある。1888年以降の議論の動向を今後さらに詳しく追う必要があり、これは今後の課題としたい。

これと関連して加藤の「愛己」説に基づく徳育論の展開についての検証も今後の課題として挙げられる。これまでの「論争」研究では、加藤の徳育論の前提となっている「愛己」説の検証が不十分であったと思われる。これまでの教育史における加藤研究では、加藤の徳育思想は教育勅語の理念を援護したものとして位置付けられている<sup>37</sup>。また、「論争」時に表明された「宗教主義の徳育」から演繹される「原理的な修身教育批判」は、教育勅語発布後には姿を消したとする見解<sup>38</sup>もある。こうした見解は、佐藤秀夫が問題視している「論争」解釈を支えるものと言えるだろう。しかし、加藤は「愛己」説を「論争」当時から晩年にかけて主張し続けていた。加藤の徳育論は、教育勅語の影響をどのように受けたのか再検証が求められる。

加藤の徳育論をめぐる「論争」において、ほとんどの意見に共通していたのは、徳育基準を何に求めるかであったが、しかし、これらの意見は文部大臣や政府、あるいは天皇に対して基準の設定を要求するというスタンスに立っておらず、自らが考える徳育基準を主張するにとどまっていた。またこうした議論のなかで、西村正三郎や能勢栄のように、基準の一定化を求めず、現場の校長や教師にその責任があるとする意見が、雑誌上で数回にわたって掲載され、また著作にまとめられて出版されたということも見逃せない。

加藤の徳育論をめぐる「論争」は、徳育が混迷しているという印象を与え、1890年2月の地方官会議における徳育の主義の一定化への要求を正当化する結果となったとされる。今回の「論争」の内実についての検証から、ほとんどの論者たちは国家や天皇に由来する徳育の基準を求めていなかったことが明確となった。従って、「論争」そのものが教育勅語制定の直接的な契機になったのではないことを改めて確認することができた。

## 注

- 1 久木幸男「徳育論争・解説編」『日本教育論争史録』第1巻・近代編(上)、1980年。
- 2 西谷成憲「加藤弘之『徳育方法案』に関する一考察」『東京学芸大学紀要』1部門、33号、1982年においても同様の見解が示されている。
- 3 海後宗臣は、「明治十五年から二十一、二年にかけて教育上徳育が重大であるとする考えが興り、何を基本思想として国民の徳育を立てるかについて論議された」とした。そして「このような徳育所論が問題となっている際に教育勅語が発布され」、「勅語はこのような諸説に対して一つの方向を決定したのであって、〔中略〕徳育はすべて教育勅語によるということが所論の動かない土台として設定された」と述べている。加藤弘之の演説を対象とした集中的な論争があったとする解釈は見られないが、徳育論の混迷が教育勅語によって鎮定されたとする解釈が読み取れる。(海後宗臣『教育勅語成立史の研究』1965年、390頁。)

- 4 佐藤秀夫「教育史研究の検証」『教育史像の再構築』（教育学年報6）世織書房、1997年、104-6頁。
- 5 佐藤秀夫「解説」『教育 御真影と教育勅語1』（続・現代史資料8）みすず書房、1994年、27頁。
- 6 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第4巻 学校教育2、1974年、207頁。
- 7 文部省『明治以降教育制度発達史』第3巻、1938年、40頁。
- 8 同上、720頁。
- 9 1887年1月から教育勅語発布後の1890年12月までの期間において『教育報知』上の修身科教授方法に関する論説は78本確認された。そのうち口授法についてのものは48本で、約62%を占める。
- 10 明治期の修身科の教育方法をめぐる論争については、麻生千明「明治期における修身科の教育方法をめぐる論争史的考察—主として教師と教科書をめぐって—」（国立教育政策研究所『道徳・特別活動カリキュラムの改善に関する研究—歴史的変遷—』「教科等の構成と開発に関する調査研究」研究成果報告書（11）、2002年3月）に詳述されている。森文政期に口授法の是非についての議論が盛り上がり、その後、教育勅語が発布された後の明治20年代半ばには教科書生徒所持の可否をめぐって論争があったことが明らかにされている。
- 11 この間『教育報知』上では修身科試験に関する論説が12本確認された。
- 12 麻生千明「森文政期における修身科試験の存廃をめぐる論争」『弘前学院大学・弘前学院短期大学紀要』第25号、1989年3月。
- 13 田畑忍『加藤弘之』吉川弘文館、1959年。
- 14 『大日本教育会雑誌』第67号、1887年11月17日。
- 15 『教育時論』第101号、10頁。
- 16 雑録「大日本教育会」『教育報知』第93号、1887年11月19日。
- 17 独尊居士（社説）「宗教論」（其三）『教育報知』第97号、1887年12月17日。戸城伝七郎（社説）「宗教論」（第五）『教育報知』第103号、1888年1月28日。
- 18 や、て、「加藤弘之君の徳育案」『教育報知』第97号、1887年12月17日。
- 19 社説「宗教論」（第四）『教育報知』第102号、1888年1月21日。
- 20 西村正三郎「小学の徳育を論ず」『教育時論』第96号、1887年12月15日。隠西生（西村正三郎）「徳育と宗教との関係併せて国民之友の評者に答ふ（徳育上の諸論説）」『教育時論』第102号、1888年2月15日（筆者注：『国民之友』15号に対する反論）。西村正三郎「徳育の話」『教育時論』第113号、1888年6月5日。
- 21 西村正三郎「小学の徳育を論ず」『教育時論』第96号、1887年12月15日。
- 22 西村正三郎「徳育の話」『教育時論』第113号、1888年6月5日。
- 23 福地復一「加藤弘之氏の徳育方法を駁す（徳育に関する諸論説）」『教育時論』第101号、1888年2月5日。
- 24 雑記「加藤弘之氏『徳育ニ付テノ一案』」『六合雑誌』第83号、1887年11月30日。「徳育と宗教（附たり加藤氏徳育方法案及び杉浦氏徳育の前途批評）」『六合雑誌』第84号、1887年12月19日。
- 25 小崎弘道「有効の徳育」『六合雑誌』第89号、1888年5月15日。
- 26 高橋五郎「加藤弘之氏徳育の新案を評す」『国民之友』第13号、1887年12月27日。
- 27 西村正三郎「徳育新論」1888年、普及社、4頁。
- 28 西村正三郎「徳育新論」4-6頁。
- 29 『弘道会雑誌』第一冊、1887年11月26日、22頁。『日本弘道会四十年志』70-8頁。
- 30 西村茂樹『日本弘道会大意』1889年、3頁。

- 31 能勢栄「徳育ノ方便」『大日本教育会雑誌』第72号、1888年2月1日。能勢栄「道德ノ標準」『大日本教育会雑誌』第76号、1888年6月1日。能勢栄「道德ノ標準(前号ノ続キ)」『大日本教育会雑誌』第77号、1888年7月1日。
- 32 能勢栄『徳育鎮定論』1890年10月14日、8-10頁。
- 33 同上、98-100頁。また、能勢は世界共通の「普通心」の他に日本固有の「普通心」(忠君愛国、貞操等)も加えて育成するべきだという。この日本固有の「普通心」は、学者と一般人とを問わず全国民が共通して持っており、全国民に通用する道德の基礎として設定できると考えている(98-99頁)。
- 34 杉浦重剛「徳育ノ前途」『大日本教育会雑誌』第68号、1887年11月30日。『読売新聞』では、加藤の演説が行われた数日後、その紹介と批評が二回にわたって掲載されている(両極道人「徳育の前途」『読売新聞』第3857号、1887年11月16日及び第3859号、1887年11月18日)。両極道人という記名だが、杉浦の「徳育の前途」と内容は一部を除きほとんど同一である。
- 35 『大日本教育会雑誌』総集会記事第一、1888年9月9日。
- 36 この理学宗を踏襲したのが菊池熊太郎であった。菊池は、日本人はそもそも宗教に対して淡泊であること、また宗教への盲信の害と理学推究法の利は明白であるとし、理学宗を創立すべきであると論じている。菊池熊太郎「加藤君ノ徳育方法案ヲ読ム」『大日本教育会雑誌』第70号、1887年12月26日。菊池熊太郎「理学宗」『大日本教育会雑誌』第72号、1888年2月。同73号、1888年3月。同74号、1888年4月。
- 37 例えば以下のような研究が挙げられる。堀松武一「明治後期の教育思想と社会有機体説及び社会進化論」『教育学研究』第25巻第1号、1958年3月／寺崎昌男「加藤弘之」石川謙編『現代教育と伝統』1967年／西谷成憲、前掲論文／西谷成憲「加藤弘之における家族国家観—明治後期の修身教育との関連において—」『東京学芸大学大学院教育学研究集録』第9巻、1979年。
- 38 寺崎昌男、前掲論文。